

# オウム対策住民協議会

烏山地域オウム  
真理教(現アレフ)  
対策住民協議会

## 新年の挨拶 新たな局面を迎えた 二〇〇九年住民協議会の活動

烏山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会

会長 海老澤一良

明けましておめでとうございませう。烏山地域オウム真理教対策住民協議会に日頃皆様のご支援、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、オウム真理教(ひかりの輪・アレフ)と対決する住民協議会の活動も今年で9年目に入りました。今年、今年には新たな局面に挑戦する年になりそうです。

昨年は「観察処分」期間更新、「団体規制法」存続を目標にした署名活動が大きなテーマでした。世田谷区民はもとより、日本全国から支援の輪が広がり、署名はかつてない程集まり、改めて多くの皆さまのオウム真理教に対する恐怖や、怒



りの大きさ、深さを感じる事ができました。

今年1月に結果が発表された「観察処分」の3年間の期間更新が決定いたしました。

設立した目的が観察処分の称から逃れることでした。しかし、今回の「観察処分」期間更新決定では、アレフと共に改めて規制の対象団体に指定されました。これから3年間は、団体の活動内容、構成員の財政などを定期的に検査されることとなります。この事実、今後ひかりの輪の運営にとつて、大きな障害になることは明らかです。アレフと共に、特にひかりの輪の動向を監視することが重要と考えます。

今年12月は「団体

た。改めまして皆様のご支援にお礼を申し上げます。

19年5月にオウム真理教は分裂し、現在はひかりの輪・アレフの両派が主な勢力になっていますが、特筆すべきはひかりの輪です。分派を

規制法」5年間の期限です。存続の署名活動は引き続きおこないます。年2回の学習会・



## 「観察処分」三年間の 期間更新が決定

私たち住民協議会が昨年4月から始めた「オウム真理教に対する観察処分の期間更新」を求める署名活動では4万6千筆を超える署名が集まり、これを基に公安調査庁をはじめとする国の各機関に要請してきた「観察処分」は、1月23日公安審査委員会より期間更新が発表されました。

観察処分の期間が更新されたことにより、オウム真理教(ひかりの輪・アレフ)は、今年の2月から平成24年1月迄、公安調査庁により、任意の検査構成員の氏名・住所・土地・建物の公表、財政の公表と施設への立入検査)が義務づけられることとなります。

これにより、オウム真理教は表立った危険な行為が容易にできなくなりました。このような状況をつくりだすのも「観察処分」期間更新の署名の力であると、皆様のご協力に心から感謝いたします。



今年1年も住民協議会一同、オウム真理教との闘いを新たな気持ちと方針を進めてまいります。世田谷区民の皆様様の益々のご支援、ご協力をよろしく願います。

今回の期間更新では、オウム真理教から脱退した上祐が19年5月に設立した「ひかりの輪」も、「観察処分」の対象となったことが特筆されます。これは、「ひかりの輪」が宣伝する「麻原の影響力払拭」が麻原隠しの偽装であると断定され、我々の活動の正当性が認められたことを意味しています。

安心安全な地域を目指す住民協議会に、皆様のご協力をこれからもお願いいたします。

## 滋賀県湖南市平松区オウム信者追放集会

平成20年11月16日午前10時、湖南市住民約300名が、オウム信者の住むヘルカの前に集合しました。生憎の雨でしたが、谷畑湖南市長初め、奥村衆議院議員、中嶋甲賀市長代理、岩永衆議院議員代理、他市会議員多数の参加を得て、オウム信者追放集会のはじまりです。

私達が早くに集まって準備をしていると、ヘルカから一人の信者がカメラを持って出て来ました。私達が展示している二宮耕一等の写真撮影に来たのです。平成19年5月27日の抗議集会の時は、オウム信者の橋口が、激しく罵って、私に「これは誰の写真だ」と詰め寄ってきました。私は凄い恐怖を感じたのです。

集会が始まりました。各先生方の、オウム真理教を何とかしなくてはならないという挨拶がありました。そ

して参加者全員で、「オウムは解散しろー！」等と激しくシュプレヒコールを何度も何度も繰り返し、最後にヘルカの代表者二宮耕一への手紙を投函して大盛況のうちに終了しました。

平松区環境整備オウム対策委員会 委員長 釣田正絃  
注) ヘルカとは平松区にあるオウム施設のことです。



## 石川県金沢市金沢オウム真理教対策協議会の主な活動経過

○金沢オウム真理教対策協議会は、平成16年3月にオウム真理教が昌永町に移住してきたことに対抗し9月に発足した。同時に協議会の役員会や学習会を開き、オウム施設の立ち退きを求める、住民の機運を高めるための拠点とし、事務所開設に合わせて看板が掲げられた。能村紀男会長、東良勝事務局長はじめ、協議会会員は「立ち退き運動の輪を広げて、オウム真理教を金沢から退去させる」との決意を固めている。

○平成18年9月にオウム真理教元教祖、松本智津夫の死刑が確定した。これに伴い協議会では、これまで校下の防犯委員に依頼し、不定期に行っていた夜間パトロールを当面の間、協議会役員を中心に毎日実施することにした。更に、「オウム集団追放」を求める50本ののぼり旗をオウム施設周辺町会に取り付け、新規制定の帽子とベストを着用して巡回することにした。

○オウム真理教が構える金沢市内の教団施設の対策

について、公安調査庁、石川県警、金沢市、地元住民による定期的な情報交換の会合が開かれる見通しとなった。

○オウム真理教を解散させる新法制定への活動を行う協議会の能村会長が、金沢市役所で山出保市長と懇談した。

尚、「観察処分」期間更新「団体規制法」存続の署名は金沢市を中心に約11万筆を集め、11月には、法務省、公安調査庁などに要請行動をおこなった。



## 「団体規制法」存続の署名はまだ続けます

昨年4月に始められた「観察処分」期間更新への運動も46,363筆も集まった署名により、3回目となる2009年1月の期間更新が叶えられました。今回も本当に多くの皆様のご協力が私たちの運動を支えて下さいました。又、同時に行われた「団体規制法」存続の署名については「団体規制法」が見直しされる2009年12月まで、まだ日数があります。

そこで、9月までの間署名を集めて、より強力に国

への要請を行うことにしました。これから9月まで、昨年と同じようにお祭りやイベント会場などで、署名活動を行います。これは「団体規制法」存続への署名であると認識していただき、一層のご協力をお願いいたします。

私たち住民協議会は、「観察処分」期間更新を勝ち取った今、「団体規制法」存続もぜひ勝ち取りたいと願っています。

## 住民協議会活動報告

1月13日(火) 事務局会議  
1月16日(金) 給田・烏山地域合同新年会で募金活動  
1月22日(木) 実行委員会

1月26日(月) 「協議会ニュース82号」初校正  
2月 2日(月) 「協議会ニュース82号」再校正  
2月 6日(金) 事務局会議  
2月10日(火) 「協議会ニュース82号」発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。